

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への 給付金（10万円/1世帯）のご案内



- デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、**基準日（令和5年12月1日）**時点で彦根市に住民票がある世帯で、**令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯**に対し**1世帯あたり10万円**を給付します。
- ※ 住民税非課税世帯は対象外です。
- ※ 「世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯」は対象外です。

①令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 (②および③を除く)

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯のうち、
家計急変による給付を受けた世帯

②「3万円給付（※1）」または
「7万円給付（※2）」を受給

③「3万円給付（※1）」「7万円
給付（※2）」両方を受給

10万円給付

10万円から給付済額を差し引いた
金額を給付します。

今回の給付の対象外です。

※1 令和5年度「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円/1世帯）」

※2 令和5年度「物価高騰対応重点支援給付金（7万円/1世帯）」

手続き等について

給付対象となる世帯にはお知らせ文書・確認書・申請書のいずれかを3月下旬頃から送付します。

【1】お知らせ文書のみの方
(すでにマイナンバーカードで公金受取口座を登録されている方)

【2】確認書または申請書
が同封されている方

申請が不要です

- 口座変更や辞退を希望しない場合、**申請は不要**です。
- ただし、口座変更や辞退を希望する場合、および対象外となる場合は、同封の書類に必要事項を記入し、**令和6年4月10日（水）**
【必着】までに提出（郵送）してください。
- 給付時期は、口座変更がない場合は**4月下旬**を、口座変更がある場合は**5月下旬**を予定しています。

申請が必要です

申請期限：令和6年5月31日（金）
【消印有効】

- 口座情報確認のために、**申請が必要**です。同封の書類に必要事項を記入し、申請期限までに提出（郵送）してください。
- 給付時期は、申請等に必要な書類が全て揃った時点から1ヶ月後を目途とします。

詳細は、市ホームページでご確認可能です。



こども加算（児童1人あたり5万円）のご案内

※令和5年度 住民税非課税世帯 または 住民税均等割のみ課税世帯

【給付対象】 基準日：令和5年12月1日

①対象者（世帯単位）

基準日時点で彦根市に住民票がある世帯で、世帯全員の令和5年度の住民税（令和4年1月～12月の収入を基に算定）が

均等割非課税 または **均等割のみ課税** である世帯
※なお、世帯全員が課税者から扶養されている世帯は給付対象外です。

②加算対象となる児童の範囲（世帯主に対象世帯分を合算して給付します。）

原則として上記①の給付対象世帯と**基準日（令和5年12月1日）**において同一世帯となっている
18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童

<例外的に対象となる児童>

- ・基準日以降に生まれた新生児（令和6年4月1日までに出生した新生児）
- ・対象世帯とは別世帯だが扶養している児童（申請が必要）

<例外的に対象とならない児童>

- ・施設入所児童は、対象世帯から施設への住民票異動の有無にかかわらず対象外。

※前回の「子育て世帯生活支援特別給付金（5万円/児童1人）」と今回の「こども加算」では対象世帯の条件が一部異なります。（住民税所得割課税対象者がいる世帯は対象外です。）

【1】申請が不要な方
(口座情報記載あり)

内容を確認いただくのみで返送は不要です。

4月下旬頃に「振込通知書（はがき）」を送付します。

【2】申請が必要な方
(口座情報記載なし)

確認書または申請書が同封されております。

書類に必要事項を記入し、添付書類とあわせて提出（郵送）してください。給付時期は、申請等に必要な書類がすべて揃ってから1か月後を目途とします。

給付スケジュールの都合上、「こども加算」は、すでに実施済の**物価高騰対応重点支援給付金（7万円）** または**今回実施の令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）** と同一口座へ給付します。

申請書等の提出先

〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市総務部臨時特別給付金室

!
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

彦根市コールセンター「臨時特別給付金」担当



0120-139-105 受付時間 平日9:00～17:00